

資料編

○用語解説

○大野市都市マスタープラン見直しのためのアンケート調査結果

○改訂経緯

○用語解説

用語		解説
英 字	NPO法人	非営利団体 (Non Profit Organization) の略語で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を配分することを目的としない団体の総称です。福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力などさまざまな分野で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されています。
あ	移動制約者	高齢者・障害者など、移動における様々な場面で安全な移動に困難が生じる人のことです。また、その他自動車運転免許を持たない人など、移動に関して何らかの制約を伴う人のことをいいます。
	越前おおのまると道の駅	中部縦貫自動車道の全線供用開始を見据え、利用者が観光スポットや歴史、食文化などに興味を持ち、大野市内へと導かれるように、大野市全域を道の駅と位置付け、観光振興を図ることです。
	大野市屋外広告物条例	大野市の良好な景観の保全を目的とし定められた条例です。大野市の特性に合わせたきめ細やかな規制を行うため、大野市独自の基準を定めています。
	大野市景観計画	古くから取り組んできた大野市独自の景観形成に対する考え方を継承し、より発展させるため、景観法に基づいて大野市が策定した景観行政の基本的な計画のことです。
か	街区公園	主に街区に居住する人々が利用することを目的とする公園のことです。誘致距離 250m の範囲内で 1 箇所当たり面積 0.25ha を標準として整備します。
	幹線道路	都市内において骨格的な道路網を形成する道路のことです。
	近隣公園	主に近隣に居住する人々が利用することを目的とする公園のことです。誘致距離 500m の範囲内で 1 箇所当たり面積 2ha を標準として整備します。
	近隣商業地域	都市計画法に定められた用途地域の一つで、近隣の住民への日用品の供給のため、商業やその他業務の利便性を増進することを目的とした地域です。
	景観形成地区	大野市の中でも重点的に景観形成を図る必要があるとして市長が指定した地区です。七間通り地区、五番通り地区、寺町通り地区の 3 地区を指定しています。
	建築協定	地域の住環境などを維持、向上させるため、地域住民らが自主的に建築物の用途や敷地、形態などに関する基準を協定する、建築基準法に基づく制度のことです。
	高規格幹線道路	高速自動車国道などの、自動車が高速で走ることができる構造で造られた自動車専用道路のことです。

用 語		解 説
か	高度地区	都市計画法に定められた地域地区の一つで、市街地の環境の維持や土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度または最低限度を定めた地区のことです。
さ	里山	奥山と都市の中間に位置する森林のうち、人為による適度な管理により環境が形成されてきた雑木林などの身近な自然をいいます。
	市街地開発事業	土地区画整理事業や市街地再開発事業など、都市計画区域内で市街地の計画的な開発や整備を図るため、区域を定め公共施設や建築物の整備を一体的かつ総合的に進める事業のことです。
	主要幹線道路	主として地方生活圏や主要な都市圏域の骨格を構成すると共に、地方生活圏相互を連絡するための道路のことです。
	商業地域	都市計画法に定められた用途地域の一つで、主に商業やその他の業務の利便を増進するために定められる地域のことで。
	総合公園	都市住民全般の休息や観賞、散歩、遊戯、運動などの総合的な利用に供することを目的とする公園のことです。都市規模に応じて1箇所当たり面積10～50haを標準として整備します。
た	地域地区	土地の自然的条件や土地利用の動向を勘案して、住居、商業、工業その他の用途を適正に配分することによって、都市機能を維持増進すると共に、適正な都市環境を保持するために定める地区のことです。大野市が定めている地域地区には、「用途地域」や「準防火地域」などがあります。
	地下水涵養	雨水や積雪、河川などの水が地下に浸透し、地下にある帯水層に地下水が供給されることをいいます。近年ではアスファルト舗装などにより、地下に水が浸透せず、直接川に流出することが多くなっています。
	地区計画	良好な環境の形成または保持のため、比較的小規模な区域で合理的な土地利用を行うために都市計画で定める制度のことです。建築物の用途や敷地規模、建ぺい率・容積率、高さなどを定め、建築行為や開発行為を規制、誘導することができます。
	中心市街地活性化基本計画	中心市街地の活性化に関する法律に基づき、中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画のことです。大野市では平成20年に策定・認定され、暮らしやすさや賑わいが失われてきた中心市街地を、人々の生活や営みの中心として再生することを目指すとともに、歴史的・文化的資源、景観資源などを有効に活用しながら、多様な人々が集う、活気に満ちた魅力あるまちに再生することを目的としています。
	低利用地	周辺地域の利用状況に比べて利用の程度（利用頻度、整備水準、管理状況など）が低い土地のことです。

用 語		解 説
た	都市計画基礎調査	都道府県が都市計画区域において概ね5年ごとに行う、人口規模、産業分類別の就業人口、市街地の面積、土地利用、交通量などの現況及び将来の見通しに関する調査のことです。
	都市計画区域	人口・土地利用・交通量などの動き、都市の発展の見通し、地形などからみて、一体の都市として 総合的に整備・開発・保全する必要がある区域のことです。大野市では、5,251ha を都市計画区域に指定しています。
	都市計画道路	都市計画法に定められた都市施設の一つで、都市計画として整備することが定められた道路のことです。
	都市公園	都市計画法に規定された都市施設としての公園や、自治体が都市計画区域内において設置する公園などを指し、都市環境の改善、都市の防災性の向上などのために整備された公園のことです。
	都市施設	都市計画法により定められた、道路、公園、下水道などの、都市生活を営む上で必要となる施設のことです。
	土地区画整理事業	換地と減歩により、道路、公園などの公共施設を整備すると共に、土地の区画形状を整え、宅地の利用増進を図る、土地区画整理法に基づく事業のことです。
は	パブリックコメント	市民の意見を重要な計画や政策の立案に反映させるための一連の手続きをいいます。市の基本的な政策や計画などの策定に当たり、その趣旨や目的、案の内容など必要な事項を市民に公表し、意見を募集します。市は提出された意見を参考に意志決定を行った後、意見と意見に対する市の考え方などを公表します。
	バリアフリー	障害者や高齢者などの日常生活や社会生活における物理的、心理的情報に関する障害（バリア）を取り除くことをいいます。
	避難所	災害時に避難住民の収容や情報提供などを行うための施設のことです。大野市地域防災計画では、集会所、集落センター、公園、広場などを自主避難所（集合場所）に、小中学校などを拠点避難所と定めています。
	避難路	災害時に被災者が避難所などの安全な場所に避難するための経路のことです。
	風致公園	都市公園の一つであり、森林、湖沼などの良好な自然的環境を形成する土地を選定して配置された公園のことです。
	補助幹線道路	幹線道路と住宅の戸口などに接する道路をつなぐための道路のことです。
ま	真名川水辺の楽校	「ふるさとの川、真名川の魅力ある水辺の復元」を目的として、下流域の南新在家・土布子地係の河川敷に、自然体験や学習ができる場として整備した施設です。

用 語		解 説
ま	緑の基本計画	市町村が、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを位置付けた基本計画のことであり、緑地の保全や緑化の推進を総合的、計画的に実施するために定めます。
	未利用地	適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間にわたり利用されていない土地のことです。
や	ユニバーサルデザイン	「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインすることです。
	容積率	建築物の敷地面積に対する延べ面積の割合のことです。
	用途地域	都市計画法に定められた地域地区の一つで、土地の合理的な利用や、市街地の環境の整備、都市機能の向上などを目的として、建築物の建築を用途や容積などにより規制誘導する区域のことです。大野市では、642.4ha を用途地域に指定しています。
ら	緑地	環境の保全や公害の緩和、災害の防止、景観の向上、緑道としての利用などを目的とする、自然的環境を備えた公共空地のことです。

○大野市都市マスタープラン見直しのためのアンケート調査結果

1. アンケート調査の概要

(1) 調査目的

大野市域を調査対象として、大野市の都市づくりに関して「居住地の現状評価」、「大野市全体の現状評価」、「将来のまちづくりの意向」、「まちづくりへの参加意向」等の把握を目的に実施しました。

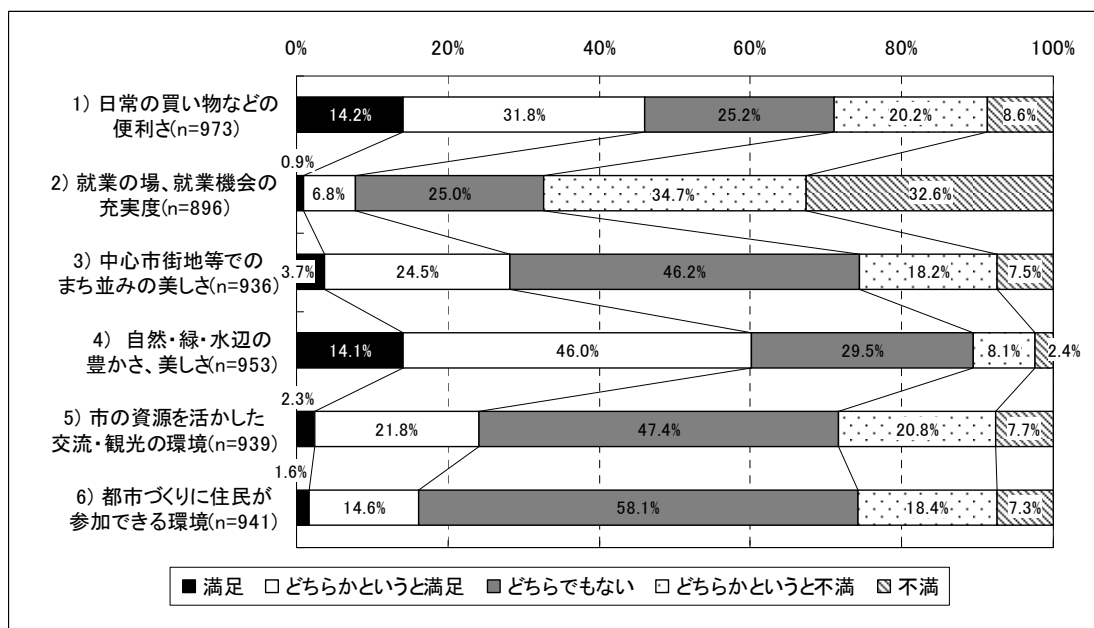
(2) 調査方法

- 調査対象：大野市在住の18歳以上の市民
- 調査期間：平成21年7月3日～7月31日
- 調査主体：大野市建設部都市計画課
- 調査方法：住民基本台帳より無作為抽出し、郵送配布、郵送回収
- 調査規模：配付2,500部、回収1,001部（回収率40.0%）
- 調査精度：得られた調査結果が真の値（全数調査結果）の±5%にある確率が95%（100回調査中95回）以上

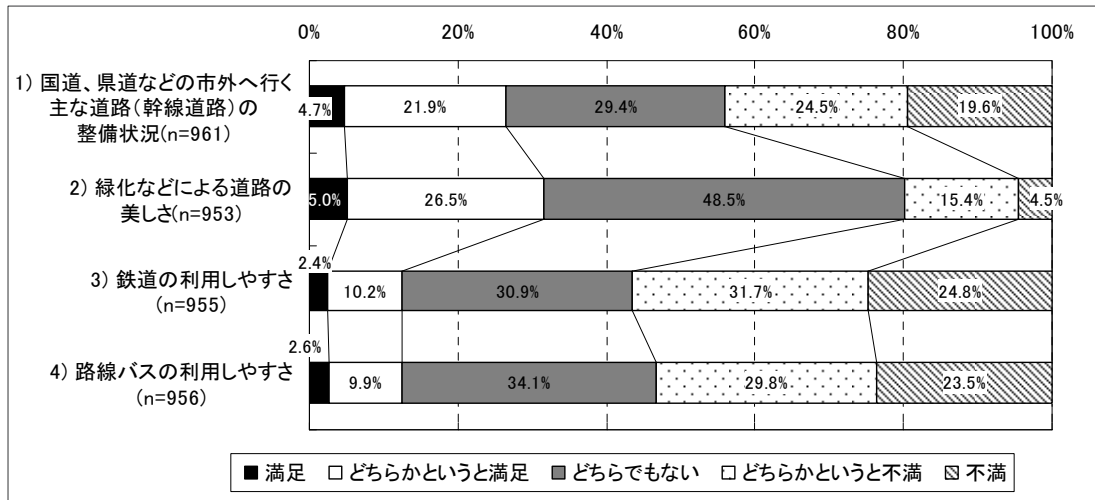
2. 調査結果

(1) 大野市全体の現状について

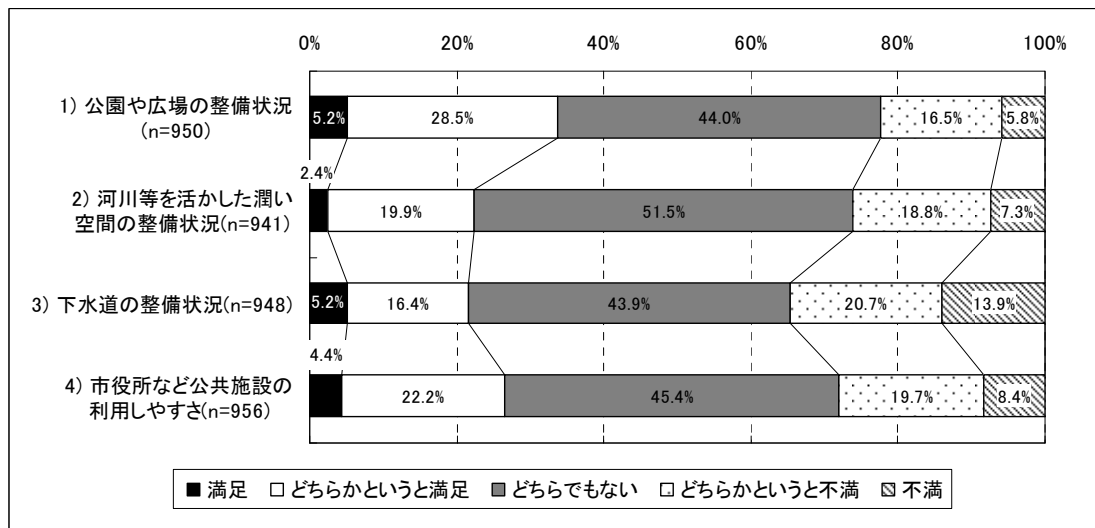
①生活環境に対する満足度



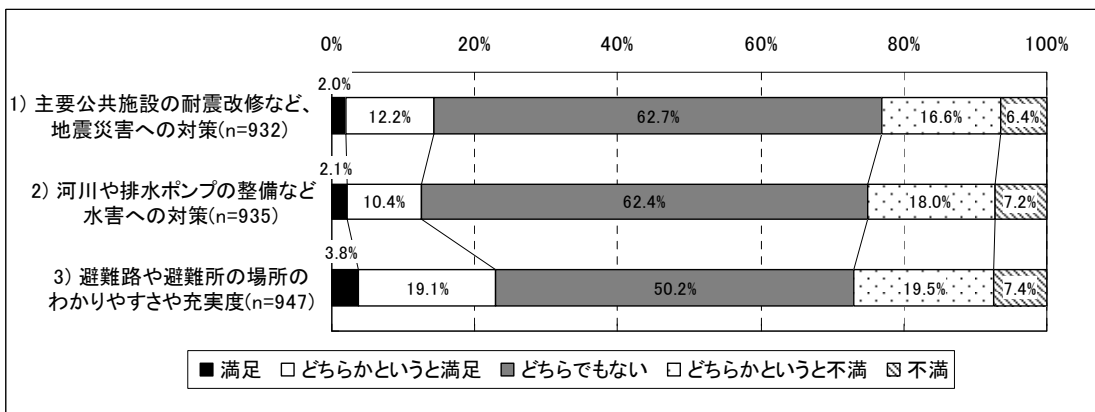
②道路・交通施設に対する満足度



③その他の都市施設に対する満足度

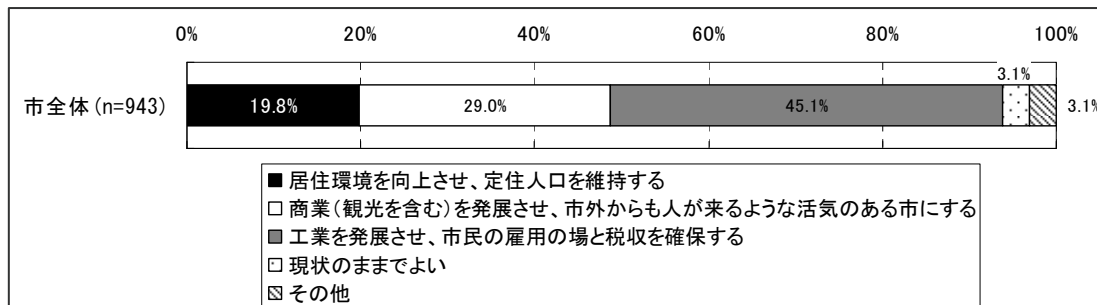


④安心・安全などに対する満足度

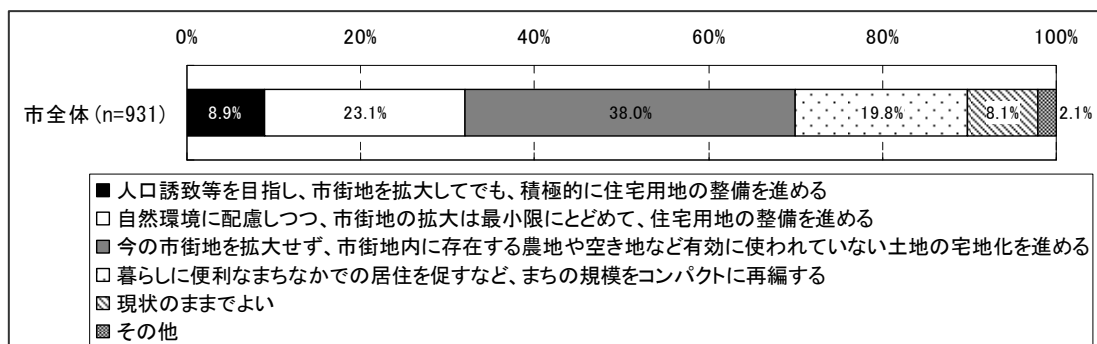


(2) 大野市の将来のまちづくりについて

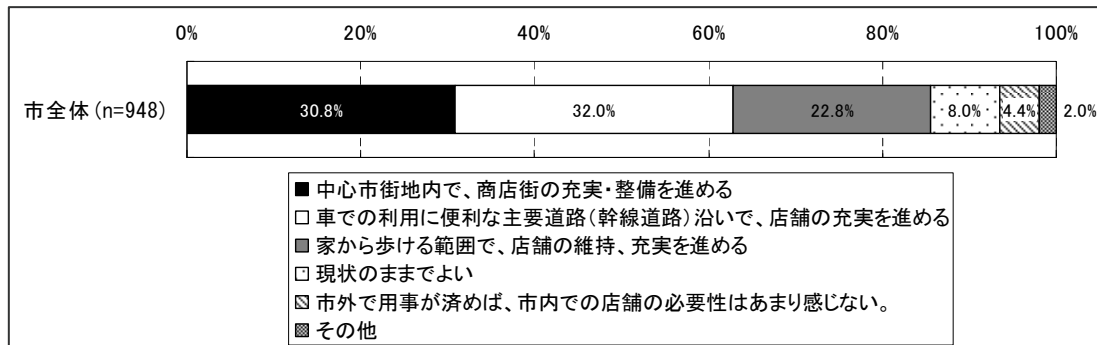
①市街地を形成する「居住」「商業」「工業」の機能のうち、大野市の今後のまちづくりのために特に重要と思うこと



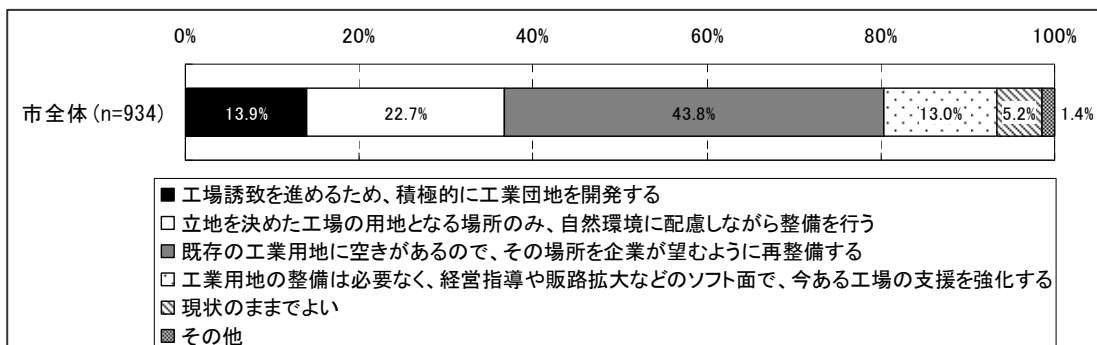
②大野市の住宅用地について、今後どのようにしていくべきか



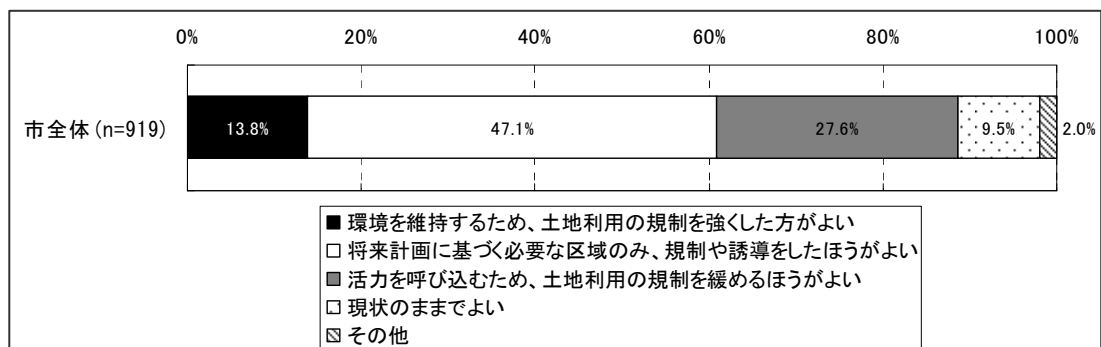
③大野市の商業用地について、今後どのようにしていくべきか



④大野市の工業用地について、今後どのようにしていくべきか

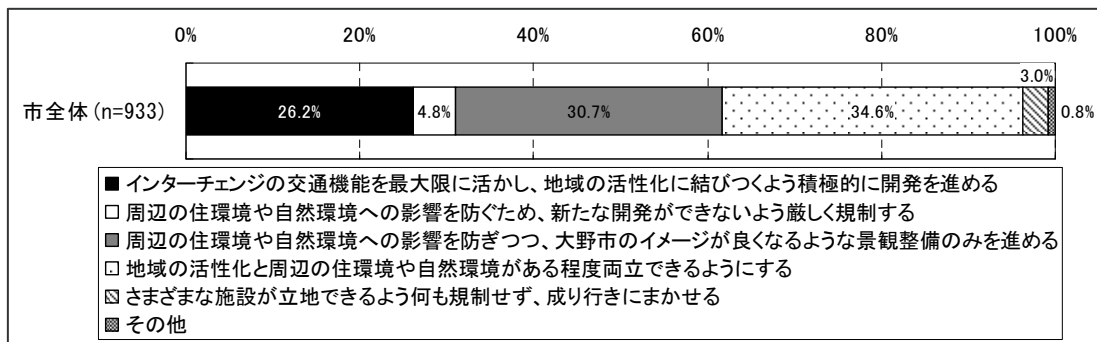


⑤大野市における今後の土地利用の規制や誘導について、どのようにしていくべきか

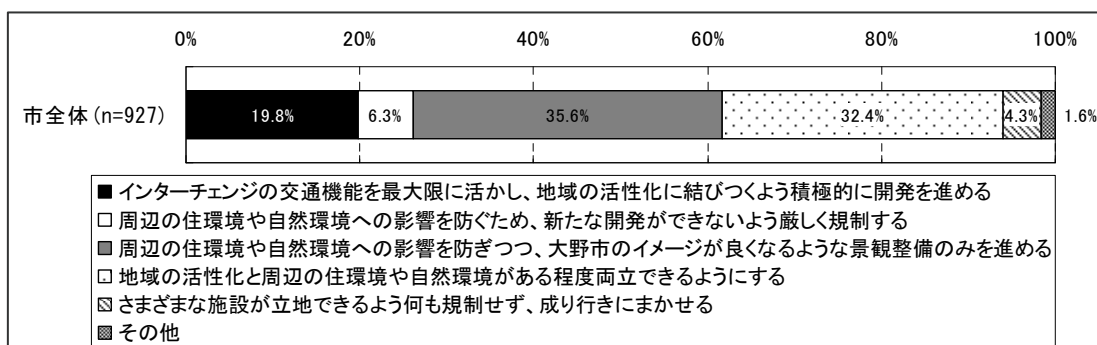


⑥市内で建設が予定されている中部縦貫自動車道のインターチェンジ（5箇所）の周辺土地利用について、今後どのようにしていくべきか

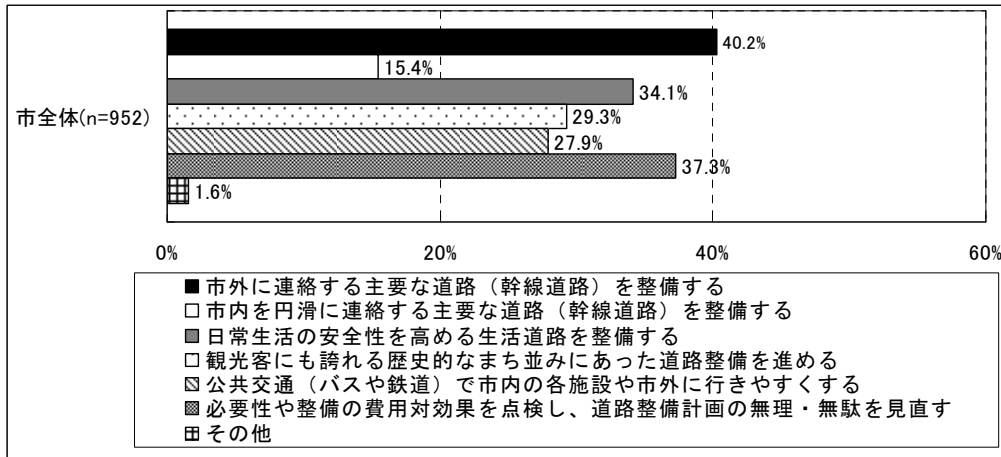
【大野インターチェンジ】



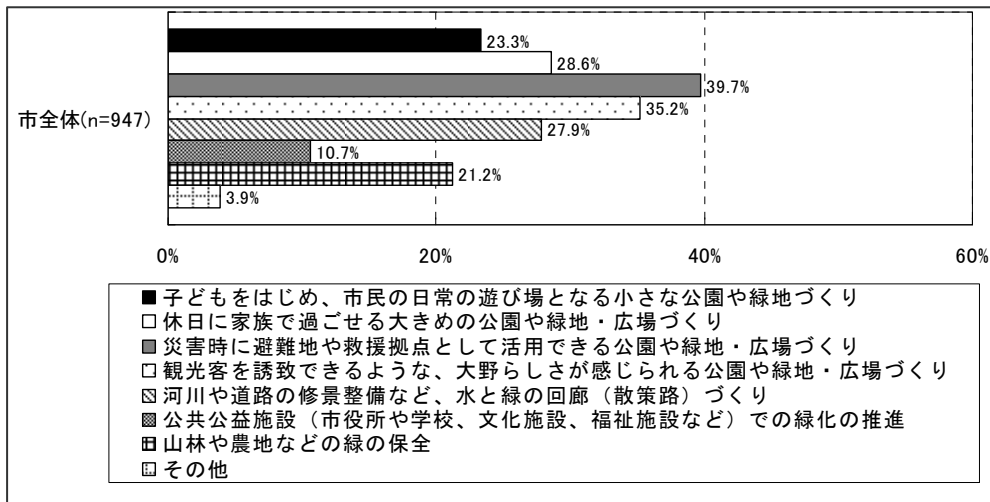
【他の4つのインターチェンジ】



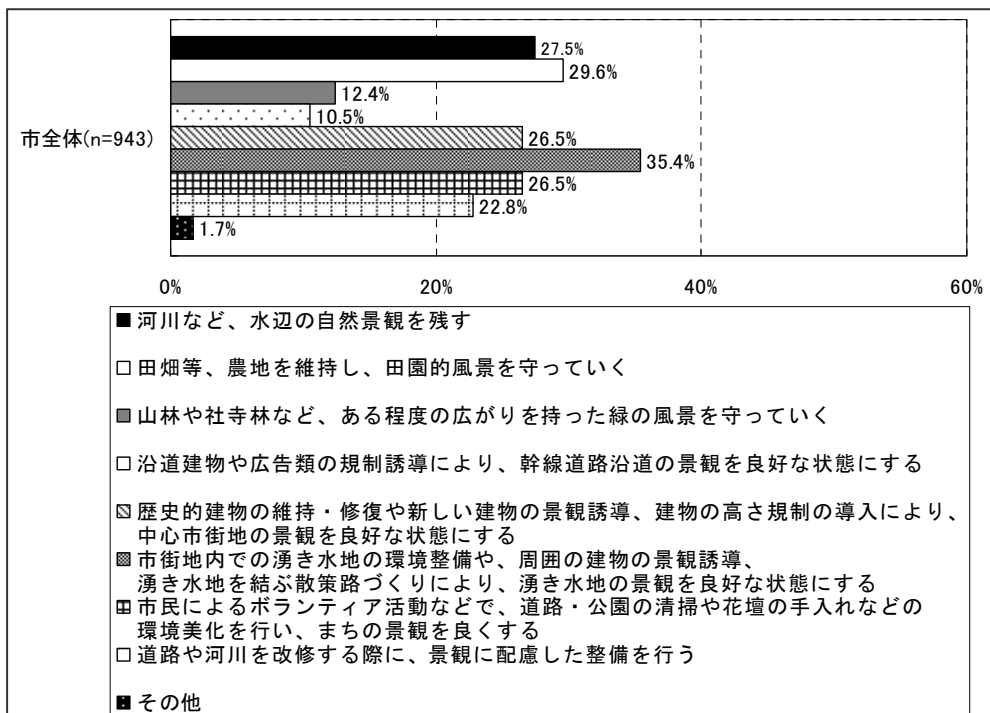
⑦大野市の「道路・交通施設の整備等」を今後どのようにしていくべきか（2つ選択）



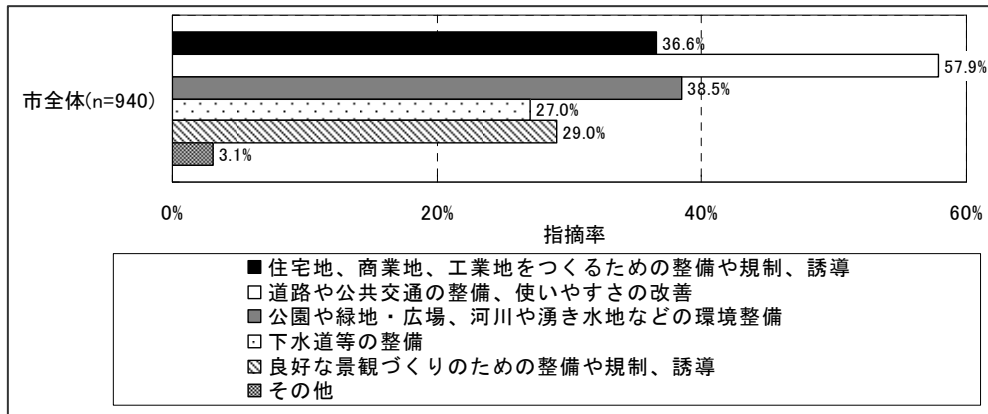
⑧大野市の「公園・緑地の整備等」を今後どのようにしていくべきか（2つ選択）



⑨大野市の「景観づくり」を今後どのようにしていくべきか（2つ選択）

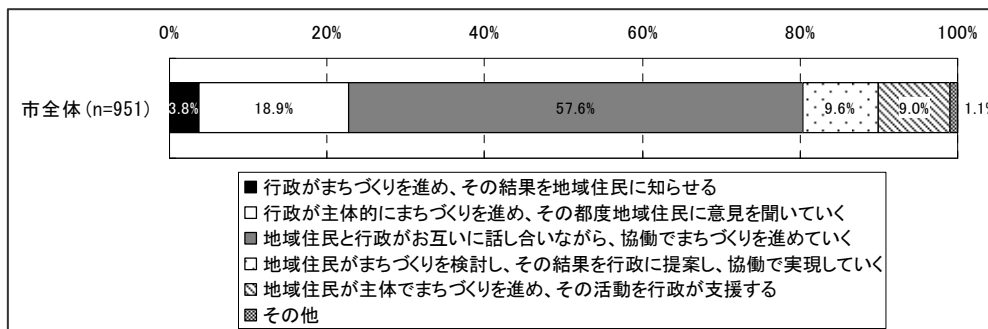


⑩大野市全体の都市づくりで、今後、何をより優先的に取り組むべきか（2つ選択）

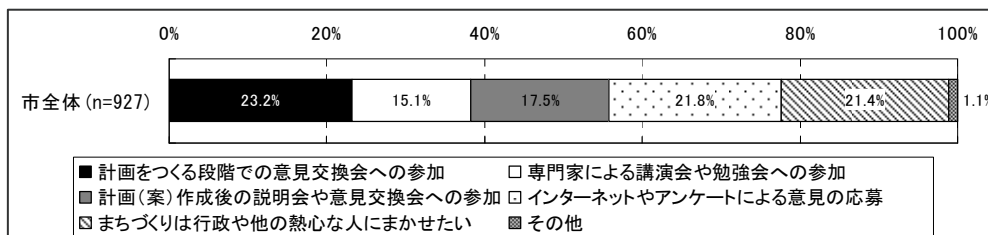


(3) まちづくりへの参加について

①今後のまちづくりはどのように進めていくのが望ましいか



②今後、都市マスタープランを策定するにあたり、どのような方法であれば住民参加がしやすい、または参加してみたいと思うか



○改訂経緯

1. 改訂の経過

年 月 日		開催事項	主な議題
平成 21 年	6 月 4 日	第 1 回大野市都市マスタープラン改訂委員会	改訂・市民意向調査について
	6 月 19 日	平成 21 年度第 1 回大野市都市計画審議会	改訂・市民意向調査について
	7 月	市民意向調査	
	10 月 1 日	第 2 回大野市都市マスタープラン改訂委員会	現地視察
	10 月 28 日	第 3 回大野市都市マスタープラン改訂委員会	課題の抽出
平成 22 年	2 月 10 日	第 4 回大野市都市マスタープラン改訂委員会	都市づくりの理念と目標
	3 月 26 日	第 5 回大野市都市マスタープラン改訂委員会	将来都市構造
	6 月 11 日	第 6 回大野市都市マスタープラン改訂委員会	土地利用方針
	9 月 3 日	第 7 回大野市都市マスタープラン改訂委員会	地域づくりの方針
	11 月 29 日	第 8 回大野市都市マスタープラン改訂委員会	全体構想・地域別構想
	12 月 27 日	第 9 回大野市都市マスタープラン改訂委員会	全体構想・地域別構想
平成 23 年	1 月 18 日	平成 22 年度第 1 回大野市都市計画審議会	都市マスタープラン素案説明 意見聴取
	2 月 14 日	第 10 回大野市都市マスタープラン改訂委員会	実現化方策
	4 月 7 日 ～21 日	パブリックコメントの実施	
	4 月 12 日 19 日	大野市都市マスタープラン（素案）に関する 説明会	
	5 月 19 日	第 11 回大野市都市マスタープラン改訂委員会	都市マスタープラン案の作成
	6 月 24 日	平成 23 年度第 1 回大野市都市計画審議会	都市マスタープラン案の審議

2. 大野市都市マスタープラン改訂委員名簿

(敬称略)

選出区分	所属	役職	氏名
学識	福井大学大学院	准教授	菊地 吉信 (委員長)
学識	福井県立大学地域経済研究所	講師	井上 武史 (副委員長)
学識	大野市文化財保護審議会	委員	加藤 守男
団体代表	大野商工会議所	事務局長	伊藤 栄
団体代表	大野市農業委員会	委員	篠原 孝康 (第 1 回) 廣田 英子 (第 2～11 回)
団体代表	大野市景観協議会	委員	三浦 健也
公募委員			木下 英一
公募委員			岸名 大輔
行政	福井県土木部都市計画課	都市計画・支援グループ主任	小野田 利宏
行政	奥越土木事務所	地域整備課長	松田 利男